￥

障害者控除対象者認定申請について

　障害者手帳（※）の交付を受けていなくても、年齢が65歳以上の方で要介護認定を受け、下表の要件を満たしている方は、税法上の障害者控除の対象となります。

　最高５年までさかのぼって税金の還付を受けることができる場合があります。

（※）身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳等の交付を受けている場合は、この申請をしなくても、税法上の障害者控除の対象となります。

１　対象者について



　「障害高齢者の日常生活自立度」・「認知症高齢者の日常生活自立度」とは、要介護認定において、対象者の日常生活における自立の程度を評価するために全国で統一された判定基準です。

２　申請について

・障害者控除対象者認定申請書を福祉介護課高齢福祉担当の窓口へ提出してください。

・障害者控除対象者認定書（あるいは非該当通知書）は、後日郵送にて交付します。

　[申請に必要なもの]　印鑑（対象者本人または申請者の方の署名・押印が必要です。）

３　認定について

・介護保険の要介護認定資料（主治医意見書等）をもとに、対象年の12月31日現在（死亡された方はその日）の状態を判定します。

・認定基準に合致しない場合は非該当となり、障害者控除の対象になりません。

４　認定書について

・本人や扶養義務者が、年末調整や確定申告をされる際に障害者控除対象者認定書を提示することにより、障害者控除を受けることができます。

５　認定書の有効期間について

・障害者控除対象者認定書は、障害者控除の対象となる方の障害事由に変更がない限り有効ですので、大切に保管してください。

・確定申告などの際に認定書の提出を求められた時は、コピーを提出するなどし、原本は保管してください。

提出・問合せ先　　福祉介護課介護保険係

　　　　　　　　　TEL　076-475-2111（内線391）